

評価・見直し基準の運用について

1. 評価・見直し基準

○基準の対象となる路線は、市が運行する有償バス、乗合タクシーです。

■定時運行している路線（主に鳥取市有償バス）

基準	数値設定	対象路線
1 便当たりの利用者数	2.0人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・気高循環バス（気高町、鹿野町） ・絹見バス（青谷町、気高町）
利用者1人当たりの市の補助金額	1,000円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・南部支線バス（河原町、用瀬町、佐治町） ・西郷線（河原町）

※西郷線は乗合タクシーですが、全便が定時運行のため定時運行している路線に含めます。

■予約運行している路線（主に乗合タクシー）

基準	数値設定	対象路線
1 便当たりの利用者数	1.1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・吉岡洞谷線（湖南地区） ・雨滝上地線（国府町） ・米里線（米里地区）

2. 評価・見直し基準の運用

- 運転者確保等の状況が最も路線の廃止・減便等に影響を及ぼすことを前提にします。
- 路線の維持が困難な場合、代替交通の運行等により最低限確保すべきサービス水準を確保します。（大幅な利便性低下や交通空白地域の拡大を防ぎます。）

運用フロー

